

アームスタンダード審査登録規則 付属書 1

「登録マーク」(アームスタンダード)「認定シンボル」及び、「登録証」の使用条件

1. 「登録マーク」の清刷の提供、表示、使用例、基本色及び使用形態

1-1 清刷の定義

特にことわりのない限り、特定の保存形式及び所定の解像度で作成された電子的画像データ

1-2 清刷の提供

アームスタンダードは、適用する認証範囲において、「登録マーク」(アームスタンダード)「認定シンボル」について、電子的画像データ(.jpg)並びにイラストレーター用(.eps)の複製を、「登録組織」に提供する。


1-3 「登録マーク」「認定シンボル」の使用例、並びに使用形態

「登録マーク」「認定シンボル」使用例及び使用形態を以下の図に示す。「登録マーク」「認定シンボル」使用は、1-4項に基づき使用すること。

【アームスタンダード登録マーク】

区分	「登録マーク」について	
アームスタンダード 登録マーク (付図1)		<p>「登録マーク」は、マーク部と認証の種類 (ISO27001 Certification) からなり、その表示は、以下の基準に従わなければならない。</p> <p>a) 「登録マーク」は、その各要素を分解し、個別に使用したり、それらを組み替えて使用したりしてはならない。</p> <p>b) 「登録マーク」全体を縮小 又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後のマーク部の比は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。更に、縮小した場合でも、「登録マーク」は、明瞭に表示され、文字部が明瞭に読み取れるように使用しなければならない。</p> <p>c) 背景が同系色の場合のみ白抜き使用を可とする。内部の白抜きは、図形の背景との対比が明瞭な無地とする。</p>

【ISMS-AC 認定シンボル】

区分	「認定シンボル」について	
ISMS-AC 認定シンボル (付図2)		<p>「認定シンボル」は、マーク部、認定センターロゴ部 (ISMS-AC) 及び認定番号 (ISMS ISO30) からなり、その表記は、以下の基準に従わなければならない。</p> <p>a) 「認定シンボル」は、その各要素を分解し、個別に使用したり、それらを組み替えて使用したりしてはならない。</p> <p>b) 「認定シンボル」全体を縮小 又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後のマーク部の比は、与えられた清刷の比を維持し、これを変更してはならない。更に、縮小した場合でも、「認定シンボル」は、明瞭に表示され、文字部が明瞭に読み取れるように使用しなければならない。</p> <p>ISO30：認定機関 ISMS-AC から、アームスタンダードへ付与された登録番号です。</p>

「認定シンボル」の使い方

「認定シンボル」は、アームスタンダード「登録マーク」と組合わせて使用し、単独で使用してはならない。

color 1



color 2



color 3



1-4 「登録マーク」「認定シンボル」及び、《登録証》の遵守事項

1. 「登録マーク」「認定シンボル」の使用	
「登録マーク」「認定シンボル」は、アームスタンダードによって認証された認証範囲内で、かつ、本規則に記載の条件で使用すること。	
a)	「登録組織」は、 認証 に関しての誤解を生じさせるような方法で、「登録マーク」「認定シンボル」及びその附帯文言を使用してはならない。
b)	「登録マーク」「認定シンボル」を、インターネット上、パンフレット又は広告、封筒、名刺、若しくはその他の文書等のコミュニケーション媒体に使用する場合は、 アームスタンダードに登録された認証範囲に限り使用 でき、それ以外の範囲で使用してはならない。
c)	「登録マーク」「認定シンボル」は、 当該認証範囲内の組織（又は複数サイト認証範囲の本部及び各事業所）に限って使用 すること。なお、 名刺に使用する場合はアームスタンダードに登録された認証対象範囲の業務に従事するもののみ が使用すること。
d)	「登録マーク」「認定シンボル」は、 製品自体、又は製品の包装 に使用してはならないし、 製品の適合性を示すと解釈される可能性のあるいかなる方法 でも使用してはならない。 また、認証された組織の製品、プロセス、又はサービスを認証していると暗示するような方法、又はその他の誤解を招くような方法で使用してはならない。
e)	「登録組織」は、 試験所が行う試験・校正又は検査機関が行う検査の報告書 をその文脈において製品とみなされるため、「登録マーク」「認定シンボル」を使用してはならない。
f)	「登録組織」は、アームスタンダードが提供した「登録マーク」「認定シンボル」の清刷の複製を、 適用する認証範囲内 で、使用しなければならない。 「登録組織」は、電子媒体で提供された清刷の保存形式及び解像度を変更してはならない。
g)	「登録組織」は、以下の目的以外で他者に清刷又はその複製を提供してはならない。 「登録組織」は、インターネット、パンフレット又は広告、封筒、名刺、若しくは他の文書等のコミュニケーション媒体の作成を、業者に依頼する場合、本規則付属書 1 1-3 項を遵守させ、アームスタンダードが提供した「登録マーク」「認定シンボル」の清刷の複製を使用させること。 但し、当該清刷を、電子的データに加工・編集し、ウェブサイト・その他の電子的媒体に載せ替えて使用させてはならない。

2. 「登録マーク」「認定シンボル」の電子媒体（清刷）の管理	
a)	「登録組織」は、アームスタンダードより「登録マーク」「認定シンボル」の電子媒体（清刷）を提供された場合、当該電子媒体（清刷）の保護及び漏洩のための適切な管理を行うこと。
b)	「登録組織」は、アームスタンダードより提供された 電子媒体（清刷）の複製を、印刷物・ホームページ等を作成する他者に提供 する場合、当該他者が清刷の保護及び漏洩防止のための管理を適切に行なうよう要求すること。 依頼日、依頼先名、管理の方法（使用后、電子媒体の返却・電子媒体の廃棄等）、返却日がわかるよう、適切に管理 をすること。 また、アームスタンダードが要請した場合、提示すること。
3. 《登録証》：（「登録証」及び「付属書」により構成：Chapter 1（7）参照）	
	「登録組織」は、顧客等から要求があれば、《登録証》のコピーを提供してもよい。但し、《登録証》又はその一部を、誤解を招く方法で使用してはならないし、他社による使用も許してはならない。 コピーした《登録証》の誤用や乱用を防ぐために、以下の事項を遵守すること。 (1) 《登録証》の所有権は、アームスタンダードに帰属するものとする。 (2) 《登録証》のコピー a) 「登録組織」は、誤解を招くことがないよう、組織の認証範囲（又は、複数サイト組織の場合、本部（中央機能）及び各事業所における認証の範囲）を明記した、「登録証」及び「付属書」を併せて使用しなければならない。 (3) 「登録組織」は、 コピーされた「登録証」の表面に“コピー”であることを明記すると共に、配付日、提出先、提出の目的、枚数を明確に記録 しておかなければならない。 (4) 「登録組織」は、《登録証》のコピーを適切に取り扱うよう、提供先に伝えなければならない。
4. 有効期間	
a)	《登録証》は、「登録組織」のマネジメントシステムが、 認証の要求事項に適合し、維持されていることを条件に有効 である。
b)	「登録マーク」「認定シンボル」は、 認証の有効期間内に限り使用 することができる。
5. 違反に対する処置	
a)	「登録組織」が、本付属書 1 認証の地位の不適切な引用、若しくは<登録証>、マーク、シンボル、又は審査報告書の誤解を招く使用等、本使用条件に違反した場合、アームスタンダードは、相応の処置（修正及び是正処置の要求、認証の一時停止又は取消し、「登録マーク」「認定シンボル」の使用を禁止し、《登録証》の回収、違反の公表、並びに、必要に応じて法的処置等）を講じる。
6. 広告物の修正及び使用中止（「登録マーク」「認定シンボル」の使用中止）	
a)	認証の一時停止の場合、「登録組織」はその認証の それ以降の宣伝を控えなければならない 。
b)	認証の取消し、辞退など、「登録組織」の認証が 終結 する場合、その理由の如何に拘わらず、「登録組織」は、アームスタンダードの通知に基づき、「登録組織」が認証された地位の引用を含む 全ての 広告物の使用（「登録マーク」「認定シンボル」の使用を含む）を 直ちに中止 しなければならない。 尚、認証が終結する場合は、「登録マーク」「認定シンボル」が表示された資料の在庫を確実に廃棄する、又はその在庫の資料から「登録マーク」「認定シンボル」を消し去る処置をとらなければならない。
c)	「登録マーク」「認定シンボル」の使用がアームスタンダードにとって受け入れがたいものである場合、又、マネジメントシステム認証された「登録組織」の権限に関する説明等の表現が、誤解を招くとアームスタンダードが判断した場合、「登録組織」は、アームスタンダードの要請に基づき、認証を引用しているすべての宣伝・広告を中止し、「登録マーク」「認定シンボル」、及び《登録証》の使用を中止しなければならない。
d)	認証が 縮小 された場合、「登録組織」は、 全ての 広告物を 修正 しなければならない。